

平成 29 年度新規就農応援事業募集要項

一般社団法人 J Aバンクアグリ・エコサポート基金

平成 29 年度新規就農応援事業募集要項

(本要項の位置付け)

第 1 条 この要項は、一般社団法人 J Aバンクアグリ・エコサポート基金（以下、「当基金」という。）が実施する新規就農応援事業の平成 29 年度募集について、必要な事項を定めるものです。

(目的)

第 2 条 本事業は、将来の国内農業における中核的な担い手および多様な担い手を育成・支援し、もって地域農業基盤の振興・発展および地域活性化につなげることを目的とします。

(助成対象期間および基金への申請時期)

第 3 条 助成対象期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日とします。

1 事前申請

申請窓口への事前申請期限は、平成 30 年 2 月 28 日とします。

2 本申請

申請窓口への本申請の提出期限は平成 30 年 6 月 30 日とします。

(事業内容)

第 4 条

1 新規就農者営農支援事業

(1) 事業対象者

事業対象者は、以下すべての要件を満たす者としてします。

- a 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者、かつ、独立就農者であること
- b 助成対象期間の期初において就農後 3 年以内（助成対象期間中に就農する者を含む）かつ満年齢が 18 歳以上 45 歳未満であること
- c 助成申請時点で日本国内において営農を継続しており、今後も継続する見込みであること

(2) 助成内容

上記 (1) の事業対象者に対し、営農費用の一部について、助成を行います。

(3) 助成金額

1 事業対象者あたり 20 万円を上限とします。ただし、1 事業対象者あたりの申請は 3 回までとします。

(4) 助成対象費用

事業対象者が助成対象期間中に支出する農業費用のうち、次に掲げるものを助成対象費用とします。

- a 種苗費・肥料費・飼料費・農薬費等の材料費
- b 修繕費・動力光熱費・共済掛金・農地賃借料等の製造経費
- c 先進農家視察、農業経営研修にかかる旅費交通費・研修費・税理士等の顧問料等

2 新規就農研修支援事業

(1) 事業対象者

事業対象者は、農家、農業法人、J A、J A出資法人、J Aの組合員によって構成される組織（青年部・生産部会等）、および都道府県の農業協同組合中央会・農業協同組合連合会（全国連の県本部を含む）等の研修受入先とします。

(2) 助成内容

上記（1）の事業対象者に対し、研修実施にあたって必要な費用の一部について、助成を行います。

(3) 助成金額

助成金額は、研修生1人あたり次に定める金額とします。

- a 研修生の指導・育成体制が充実している研修受入先
月額3万円
- b 上記a以外の研修受入先
月額1万円

ただし、平成26年度以前のJ Aバンク新規就農応援事業における助成と通算して、1研修生あたり24か月以内、助成金申請は3回以内とします。

(4) 助成対象研修

上記（1）で定める事業対象者が行う研修のうち、以下すべての要件を満たす研修とします。

- a 研修受入先による指導が研修期間中において恒常的に行われ、かつ1年以上の期間にわたって実施される実践的なもの。ただし、研修受入先が研修生の3親等以内の親族である場合、研修生が実質的に専ら研修受入先の労働力として雇用されている場合などは除く。
- b J A、担い手サポートセンター（以下、「センター」という。）において研修内容を把握可能なものであり、かつJ A・センターが基金に対して実施内容を報告可能なもの。
- c 当該研修生は、研修終了後に日本国内において独立就農が見込まれる者、または、親元就農後5年以内に経営継承が見込まれる者。なお、経営継承には農業法人の共同経営者となることを含む。
- d 募集対象年度において満年齢が18歳以上65歳未満の者を研修対象としたもの。

(5) 助成対象費用

助成対象研修の実施に必要な費用のうち、基金が定める助成対象期間中において研修受入先が研修生のために負担した資材費、食費、住居費、手当・謝礼・給与、共済・保険料、旅費・交通費、通信運搬費、借料損料、会議費等を助成対象費用とします。

(助成額)

第5条 本事業の助成総額は800百万円とします。

- 2 上記総額の範囲において県域毎の助成上限額が設定されます。したがって事業対象者への助成金額については、応募数の多寡により第4条に定める金額から減額される可能性があることにつき、ご注意ください。

(助成手続き)

第6条 助成を希望する事業対象者は、「事前申請書」を作成し、申請窓口（JA等）あて事前申請を行ってください。

- 2 当基金は、事前申請内容について審査を行い、審査結果を申請窓口経由で事業対象者あて通知します。
- 3 上記(2)の審査で承認を受けた事業対象者は、助成対象期間における営農実績の確定後、「助成申請書」を作成し、申請窓口あて助成申請を行ってください。
- 4 当基金は、助成申請内容について審査を行い、事業対象者あて助成金を支出します。

(助成金の返還)

第7条 当基金は、事業対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成金の支払いを中止するか、または期限を定めて既に支払った助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができるものとします。

- a 申請書類等に虚偽の記載をしたとき
- b 不正の事実や要領等に違反する事実があることが確認されたとき

- 2 助成金の返還を求められた事業対象者は、速やかに助成金を返還しなければならないものとします。

(調査)

第8条 基金、農林中央金庫、センターならびにJA（以下、「基金等」という。）は、本事業の目的達成や本事業の充実のために必要と認めるときは、事業対象者に対して就農状況にかかる報告を求め、または就農状況の実態把握および実地調査等を行うことができるものとします。

- 2 基金等は、前項の規定による調査等により、事業対象者の就農状況等が要領等に適合していないと認めるときは、事業対象者に対してこれに適合するための措

置を指示することができるものとします。

- 3 事業対象者は、前項の規定による指示を受けたときには、これを誠実に遵守しなければならないものとします。

(個人情報の取扱い)

第9条 本事業により入手した事業対象者にかかる個人情報は、農協、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農林中央金庫、基金が個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理を行います。

- 2 当該個人情報は、本事業に関する事項として、その手続きのためのみに利用します。

(その他)

第10条 基金は、本要項に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項について別に定めることができるものとします。

以 上